

北海道経済対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 長期に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ情勢に端を發した国際情勢の変化により、エネルギーや原材料等の価格や供給動向は見通せず、円安基調と相まって、道民の生活、農林漁業者や商工業者をはじめとする事業者の経営環境はこれまで以上に厳しくなることが懸念されている。

こうした認識の下、緊急的な経済対策の効果的な実施はもとより、将来にわたり道民の方々が安心して暮らし続け、事業者の方々の成長につながる取組を支援する施策の展開を図るため、「北海道経済対策推進本部」（以下、「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 道の経済対策推進に関すること。
- (2) 道の経済対策推進に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他道の経済対策推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部の構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (2) 本部の事務を円滑に進めるため、本部の下に幹事会を設置する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長及び副本部長は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は、知事をもって充てる。
- (2) 本部長は、本部を代表し、部務を総理する。
- (3) 副本部長は、副知事をもって充て、本部長を補佐する。

(会議の開催)

第5条 本部の会議開催は、次のとおりとする。

- (1) 本部の会議は、本部長が招集し、これを主宰する。
- (2) 本部長は、必要に応じ、本部会議に本部の構成員以外の者を出席させることができる。
- (3) 本部の構成員が不在の場合は、当該職を直接補佐する職員が出席するものとする。

(幹事会)

第6条 本部の事務を円滑に進めるため、幹事会を開催する。

2 幹事会の開催は、次のとおりとする。

- (1) 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (2) 幹事は、幹事会を構成し、本部の所掌事項に関する連絡調整に当たる。
- (3) 幹事会に、代表幹事を置き、経済部経済企画局経済企画課長をもって充てる。
- (4) 幹事会は、代表幹事が招集し、開催する。
- (5) 代表幹事は、必要に応じ、幹事会に幹事以外の者を出席させることができる。
- (6) 幹事が不在の場合は、当該職を直接補佐する職員が出席するものとする。

(地方推進本部)

第7条 地域の実情に合わせた効果的な推進に向けて地方推進本部を設置する。

2 地方推進本部は、次のとおりとする。

- (1) 総合振興局、振興局及び東京事務所に地方推進本部を設置する。
- (2) 地方推進本部長は、総合振興局長、振興局長及び東京事務局長をもって充てる。
- (3) 地方推進本部の組織・運営に関し必要な事項は、地方推進本部長が定める。

(庶務)

第8条 本部及び幹事会の事務局は、経済部経済企画局経済企画課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、令和4年7月12日から施行する。

別表

北海道経済対策推進本部及び幹事会 構成員名簿

本部	幹事会
【本部長】 知事	-
【副本部長】 副知事（経済部所管）	-
副知事	-
総務部長	総務部総務課長
総務部職員監	総務部人事局人事課長
総務部危機管理監	総務部危機対策局危機対策課長
総合政策部長	総合政策部総務課長
総合政策部知事室長	総合政策部知事室秘書課長
総合政策部次世代社会戦略監	総合政策部次世代社会戦略局 デジタルトランスフォーメーション推進課長
総合政策部地域振興監	総合政策部地域創生局地域戦略課長
総合政策部交通企画監	総合政策部交通政策局交通企画課長
環境生活部長	環境生活部総務課政策調整担当課長
環境生活部ゼロカーボン推進監	環境生活部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課長
環境生活部アイヌ政策監	環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課長
保健福祉部長	保健福祉部総務課政策調整担当課長
保健福祉部 新型コロナウイルス感染症対策監	
保健福祉部少子高齢化対策監	
経済部長	【代表幹事】 経済部経済企画局経済企画課長
経済部観光振興監	経済部観光局観光振興課長
経済部食産業振興監	経済部食関連産業局食産業振興課長
農政部長	農政部農政課長
農政部食の安全推進監	農政部食の安全推進局食品政策課長
水産林務部長	水産林務部総務課企画調整担当課長
建設部長	建設部建設政策局建設政策課政策調整担当課長
建設部建築企画監	建設部住宅局建築指導課長
会計管理者	出納局総務課長
企業局長	企業局総務課長
教育部長	教育庁総務政策局総務課長
学校教育監	
各総合振興局・振興局長	各総合振興局・振興局産業振興部長（地域産業担当部長）
東京事務所長	行政課長